

使用前・定期安全管理審査を目的としたオンライン審査実施ガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、情報通信技術（以下「ICT」という。）の高度化に伴い、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第51条又は第55条及び電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「省令」という。）に基づき、産業保安グループ若しくは産業保安監督部等（以下「国」という。）又は法第80条の3に基づき、法第51条第3項又は法第55条第4項の審査業務を行うものとして、経済産業大臣に登録した安全管理審査機関（以下「登録安全管理審査機関」という。）が行う使用前安全管理審査及び定期安全管理審査（原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物に係るものを除く。以下「安全管理審査」という。）について、電気事業法施行規則第117条第2号及び使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）（20170323 商局第3号。以下「実施要領内規」という。）に基づき、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら情報交換することが可能な方法によりオンラインで安全管理審査を行う場合において、ICTを用いて実施する際の標準的な手順等を定めたものである。

2. 適用範囲

電気事業法施行規則第117条第2号及び実施要領内規に基づき、オンラインによる安全管理審査を実施する場合に適用する。また安全管理審査において採用可能なICTについては、「IAF MD 4:2018 IAF Mandatory Document for the Use of Information and Communication Technology (ICT) for Auditing/Assessment Purposes (Issue 2) (IAF MD 4:2018 認証審査/認定審査を目的とした情報通信技術 (ICT) の利用に関する IAF 基準文書)」（以降「IAF MD 4:2018」という）の0.序文0.3項の利用例によるものとするが、安全管理審査の実施を目的としたICTの利用例としては以下のものを想定している。

- ・音声、映像及びデータ共有を含む遠隔会議設備を用いた会議
- ・情報への同期（リアルタイム）又は非同期（該当する場合）の遠隔アクセスによる、文書及び記録の審査

3. 用語の定義

この文書における用語の定義は、実施要領内規に定める4.用語の定義のほか、次のとおりとする。

(1) ICT

情報の収集、保存、読み出し、処理、分析及び伝送に技術を利用することをいう。

(2) ICT 機器

ICTの利用のため、使用する機器をいい、IAF MD 4:2018の0.序文0.2項に記載のある機器を指すが、円滑な安全管理審査の実施のためには、下記のICT機器の利用が望ましい。

- ・スマートフォン
- ・携帯端末（タブレット等）
- ・ラップトップコンピューター（ノート型コンピューター）
- ・デスクトップコンピューター
- ・ビデオカメラ（書画カメラ等）

4. 要求事項

(1) 情報セキュリティ及び機密保持

オンラインによる安全管理審査を実施する場合には、法定自主検査実施組織と審査機関との間で、情報セキ

セキュリティ及びデータ保護の対策等について相互に合意し審査機関が定める様式で合意しなければならない。

これらの対策等の未完了、又は情報セキュリティ及びデータ保護の対策について合意がされていない場合、審査機関は、安全管理審査を実施するために別の方法を使用しなければならない。

また、オンラインによる安全管理審査における ICT 利用について合意が得られない場合、文書審査は、例えば関係資料の提出を受けて審査機関事務所において実施し、実地審査は法定自主検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行うものとする。

(2) プロセス要求事項

法定自主検査実施組織又は審査機関より、安全管理審査に ICT 利用が提案された場合、審査機関は法定自主検査実施組織に対し、安全管理審査の実施に必要な通信環境や ICT 機器の仕様を提示する。

また、法定自主検査実施組織及び審査機関において、提示された通信環境や ICT 機器のインフラを備えていることの確認を行い、審査機関が定める様式で確認書を取り交わすこととする。

なお、必要なインフラが備えていることを確認出来ない場合には文書審査は、例えば関係資料の提出を受けて審査機関事務所において実施し、実地審査は法定自主検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行うものとする。

審査機関は、使用する技術の選択及びそれらをどのように管理するかを含め、同一の条件下での ICT の利用ごとに安全管理審査の有効性に影響を及ぼす可能性があるリスク及び機会を特定した文書を作成する。この際、審査中に ICT の利用が適切に実施できない事象が発生した場合について、対応方法を取り決めておく。

また、法定自主検査実施組織と審査機関は安全管理審査実施前に映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら情報交換することが可能か通信テストを事前に行うこととする。